

昭和六十二年法律第六十一号
義肢装具士法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 免許（第三条～第九条）

第三章 試験（第十一条～第三十六条）

第四章 業務等（第三十七条～第四十二条）

第五章 罰則（第四十三条～第四十九条）

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、義肢装具士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もつて医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。(定義)

第二条 この法律で「義肢」とは、上肢又は下肢の全部又は一部に欠損のある者に装着して、その欠損を補てんし、又はその欠損により失われた機能を代替するための器具器械をいう。

第三条 この法律で「義肢装具士」とは、厚生労働大臣の免許を受け、義肢及び装具の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合（以下「義肢装具の製作適合等」といいう。）を行うことを業とする者をいう。

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を受けなければならない。
 一 罰金以上の刑に処せられた者
 二 前号に該当する者を除くほか、義肢装具士の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
 三 心身の障害により義肢装具士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 四 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

(義肢装具士名簿)
厚生労働省に義肢装具士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

第五条 (登録及び免許証の交付)

第六条 免許は、試験に合格した者の申請により、義肢装具士名簿に登録することによって行う。

第七条 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第四条第三号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならぬ。(意見の聴取)

第八条 義肢装具士が第四条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて義肢装具士の名称の使用の停止を命ずることができる。

第九条 前項の規定により免許を取り消された者は、前項の規定により免許を再び与えられるに至つたときは、再免許を与えることができる。

第十条 前項の規定により免許を取り消された者は、前項の規定により免許を再び与えられるに至つたときは、再免許を与えることができる。

第十二条 試験は、毎年一回以上、厚生労働大臣が行う。(試験の実施)

第十三条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者である。(受験資格)

第十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

第十五条 試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に義肢装具士試験委員（次項及び次条において「試験委員」という。）を置く。

2 試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。(不正行為の禁止)

第十三条 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにならなければならない。

第十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

第十五条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

第十六条 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

第十七条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に關する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

第十八条 指定試験機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

第十九条 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

第二十条 職員、設備、試験事務の実施の方法その他

第二十一条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な経理的及び技術的な基盤を有するものである。

第二十二条 厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

第二十三条 申請者が、一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。

第二十四条 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

第二十五条 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

第二十六条 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

第二十七条 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

第二十八条 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

第二十九条 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

第三十条 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

第三十一条 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

第三十二条 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

第三十三条 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

第三十四条 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

第三十五条 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

第三十六条 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

第三十七条 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

第三十八条 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

第三十九条 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

第四十条 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

第四十一条 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

第四十二条 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

第四十三条 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

第四十四条 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

第四十五条 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

第四十六条 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

第四十七条 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

第四十八条 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

第四十九条 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

第五十条 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

第五十一条 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができる。(不正行為の処分)

第十三条 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにならなければならない。

第十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

第十五条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

第十六条 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

第十七条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に關する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

第十八条 指定試験機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

第十九条 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

第二十条 職員、設備、試験事務の実施の方法その他

第二十一条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な経理的及び技術的な基盤を有するものである。

第二十二条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な経理的及び技術的な基盤を有するものである。

第二十三条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な経理的及び技術的な基盤を有するものである。

第二十四条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な経理的及び技術的な基盤を有するものである。

第二十五条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な経理的及び技術的な基盤を有するものである。

第二十六条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な経理的及び技術的な基盤を有するものである。

第二十七条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な経理的及び技術的な基盤を有するものである。

第二十八条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な経理的及び技術的な基盤を有するものである。

第二十九条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な経理的及び技術的な基盤を有するものである。

第三十条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な絏理的及び技術的な基盤を有するものである。

第三十一条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な絏理的及び技術的な基盤を有するものである。

第三十二条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な絏理的及び技術的な基盤を有するものである。

第三十三条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な絏理的及び技術的な基盤を有するものである。

第三十四条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な絏理的及び技術的な基盤を有するものである。

第三十五条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な絏理的及び技術的な基盤を有するものである。

第三十六条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な絏理的及び技術的な基盤を有するものである。

第三十七条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な絏理的及び技術的な基盤を有するものである。

第三十八条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な絏理的及び技術的な基盤を有するものである。

第三十九条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な絏理的及び技術的な基盤を有するものである。

第四十条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な絏理的及び技術的な基盤を有するものである。

第四十一条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な絏理的及び技術的な基盤を有するものである。

第四十二条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な絏理的及び技術的な基盤を有するものである。

第四十三条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な絏理的及び技術的な基盤を有するものである。

第四十四条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な絏理的及び技術的な基盤を有するものである。

第四十五条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な絏理的及び技術的な基盤を有するものである。

第四十六条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な絏理的及び技術的な基盤を有するものである。

第四十七条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な絏理的及び技術的な基盤を有するものである。

第四十八条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な絏理的及び技術的な基盤を有するものである。

第四十九条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な絏理的及び技術的な基盤を有するものである。

第五十条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な絏理的及び技術的な基盤を有するものである。

第五十一条 前号の試験事務の実施に関する計画の適切な実施に必要な絏理的及び技術的な基盤を有するものである。

要な事項は文部科学省令、厚生労働省令で定め
る。

第四章 業務等

第三十七条 痢疾装具士は、保健師助産師看護師

法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条
第一項及び第三十二条の規定にかかるわらず、診
療の補助として痢疾及び装具の装着部位の探型
並びに痢疾及び装具の身体への適合を行うこと
を業とすることができます。

前項の規定は、第八条第一項の規定により痢
疾装具士の名称の使用の停止を命ぜられている
者については、適用しない。

（特定行為の制限）

第三十八条 痞疾装具士は、医師の具体的な指示
を受けなければ、厚生労働省令で定める痢疾及
び装具の装着部位の探型並びに痢疾及び装具の
身体への適合を行つてはならない。

（他の医療関係者との連携）

第三十九条 痞疾装具士は、その業務を行うに當
たつては、医師その他の医療関係者との緊密な
連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

（秘密を守る義務）

第四十条 痞疾装具士は、正当な理由がなく、そ
の業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。
痢疾装具士でなくなつた後においても、同
（名称の使用制限）

（権限の委任）

第四十一条 痞疾装具士でない者は、痢疾装具士
又はこれに紛らわしい名称を使用してはならな
い。

（権限の委任）

第四十二条 この法律に規定する厚生労働大
臣の権限は、厚生労働省令で定めるところによ
り、地方厚生局長に委任することができる。

前項の規定により地方厚生局長に委任された
権限は、厚生労働省令で定めるところにより、
地方厚生支局长に委任することができる。

（経過措置）

第四十三条 この法律の規定に基づき命令を制定
し、又は改廃する場合においては、その命令
で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判
断される範囲内において、所要の経過措置（罰
則に関する経過措置を含む）を定めることができる。

（罰則）

第十五章 第十三条又は第二十二条の規定に違
反して、不正の採点をした者は、一年以下の懲
役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五章

第四十四条 第二十四条第一項の規定に違反した
者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
に処する。

第四十五条 第三十条第二項の規定による試験事
務の停止の命令に違反したときは、その違反行
為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年
以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 第三十八条の規定に違反した者は、五
六十円以下の罰金に処する。

第六条以下（六月以下）の懲役若しくは三十万円以下の罰金に
処し、又はこれを併科する。

第四十七条 第四十条の規定に違反した者は、五
六十円以下の罰金に処する。

第六条以下（六月以下）の懲役若しくは三十万円以下の罰金に
処し、又はこれを併科する。

技能を修得中であり、その修得をこの法律の施
行後に終えた者は、第十四条の規定にかかるわら
ず、試験を受けることができる。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により
他の厚生省令で定める施設において、医師の指
示の下に、適法に痢疾装具の製作適合等を業と
して行つている者であつて、次の各号のいずれ
にも該当するに至つたものは、昭和六十八年三
月三十一日までは、第十四条の規定にかかるわら
ず、試験を受けることができる。

一 厚生大臣が指定した講習会の課程を修了し
た者

二 痘院、診療所その他厚生省令で定める施設
において、医師の指示の下に、適法に痢疾装
具の製作適合等を五年以上業として行つた者

三 中等学校令（昭和十八年勅令第三十六
号）による中等学校を卒業した者又は厚生労働
省令の定めるところによりこれと同等以上の学
力があると認められる者は、第十四条第一号の
規定の適用については、学校教育法第九十条第
一号による大学に入学することができる者とみなす。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に痢疾装具士又は
これに紛らわしい名称を使用している者につい
ては、第四十一条の規定は、この法律の施行後
六月間は、適用しない。

（第一号抄）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十
日を経過した日から施行する。

（第二号抄）

第一条 この法律は、平成三年七月一日から施
行する。

（第三号抄）

第一条 この法律は、平成三年四月二日法律第
二十五条（施行期日）抄

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により
他の厚生省令で定める施設において、医師の指
示の下に、適法に痢疾装具の製作適合等を業と
して行つている者であつて、次の各号のいずれ
にも該当するに至つたものは、昭和六十八年三
月三十一日までは、第十四条の規定にかかるわら
ず、試験を受けることができる。

一 厚生大臣が指定した講習会の課程を修了し
た者

二 痘院、診療所その他厚生省令で定める施設
において、医師の指示の下に、適法に痢疾装
具の製作適合等を五年以上業として行つた者

三 中等学校令（昭和十八年勅令第三十六
号）による中等学校を卒業した者又は厚生労働
省令の定めるところによりこれと同等以上の学
力があると認められる者は、第十四条第一号の
規定の適用については、学校教育法第九十条第
一号による大学に入学することができる者とみなす。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第五条 この法律は、公布の日から起算して二十
日を経過した日から施行する。

（第六号抄）

第一条 この法律は、平成三年四月二日法律第
二十五条（施行期日）抄

勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
 (再免許に係る経過措置)

第三条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定する免許の取消事由により免許を取り消された者に係る当該取消事由がこの法律による改正後のそれぞれの法律により再免許を与えることができる取消事由(以下この条において「再免許が与えられる免許の取消事由」という。)に相当するものであるときは、その者を再免許が与えられる免許の取消事由により免許が取り消された者とみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の再免許に関する規定を適用する。

(罰則に係る経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○五号) 抄 (平成一三年七月一一日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第五十六条に一項を加える改正規定、第五十七条第三項の改正規定、第六十七条に一項を加える改正規定並びに第七十三条の三及び第八十二条の十の改正規定並びに次条及び附則第五条から第十六条までの規定 平成十四年四月一日

附 則 (平成一三年一二月一二日法律第一五三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 第五十六条に一項を加える改正規定、第五十七条第三項の改正規定、第六十七条に一項を加える改正規定並びに第七十三条の三及び第八十二条の十の改正規定並びに次条及び附則第五条から第十六条までの規定 平成十四年四月一日

附 則 (平成一三年一二月一二日法律第一五三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三 第五十六条に一項を加える改正規定、第五十七条第三項の改正規定、第六十七条に一項を加える改正規定並びに第七十三条の三及び第八十二条の十の改正規定並びに次条及び附則第五条から第十六条までの規定 平成十四年四月一日

附 則 (平成一三年一二月一二日法律第一五三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に係る経過措置)

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとみなす。

される場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○六号) 抄 (平成一八年六月二日法律第五〇

(施行期日)

第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二十四日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年六月四日法律第五一

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

○七号) 抄 (平成二六年六月四日法律第五一

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月四日法律第五一

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

○八号) 抄 (平成二七年六月四日法律第五一

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年六月四日法律第五一

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

○九号) 抄 (平成二七年六月四日法律第五一

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年六月四日法律第五一

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

○一〇号) 抄 (平成二七年六月四日法律第五一

2 この法律の施行前にこの法律による改正前の法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の施行前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

第四十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年六月四日法律第五一

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

九号) 抄 (平成二六年六月一三日法律第六

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるもの(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第四十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日の施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定(公布の日における経過措置の原則)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日の施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日の施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八